



再就職後の賃金が低下した場合に 受けられる就業促進定着手当



平成26年4月より改正雇用保険法が施行され、「就業促進定着手当」が創設されました。今回は、この就業促進定着手当について確認しましょう。

1. 就業促進定着手当とは

雇用保険の給付の中には失業した人が、早期に再就職をすることを促進するために、再就職手当が設けられています。この再就職手当は、基本手当を受けている人が、支給日数の3分の1以上を残して安定した職業に就いた場合に一時金として支給されるものです。

就業促進定着手当は、この再就職手当の支給を受けた人で、再就職先に6ヶ月以上雇用され、再就職先での6ヶ月間の賃金が離職前の賃金よりも低い場合に支給されるものです。

2. 支給対象者

就業促進定着手当は平成26年4月1日以降に再就職した人で、以下の条件をすべて満たしている人に支給されます。

- ①再就職手当の支給を受けていること
- ②再就職の日から、同じ事業主に6ヶ月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること（起業した場合は除く）
- ③所定の算出方法による再就職後6ヶ月間の賃金の1日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること

3. 支給額

支給額は、以下の式により計算されます。

$$\left[\text{離職前の賃金日額} - \text{再就職後6ヶ月間の賃金の1日分} \right] \times \text{再就職後6ヶ月間の賃金の支払い基礎となった日数}$$

※再就職後6ヶ月間の賃金の1日分は、以下の式により計算されます。

●月給の場合

$$\text{再就職後6ヶ月間の賃金の合計額} \div 180$$

●日給・時給の場合

次の①②のうち、どちらか金額の高い方

①再就職後6ヶ月間の賃金の合計額 \div 180

②（再就職後6ヶ月間の賃金の合計額 \div 賃金の支払いの基礎となった日数） \times 70%

なお、この就業促進定着手当には上限があり、基本手当の支給残日数の40%となっています。

4. 申請手続

この手当の申請は従業員本人が行うことになっており、再就職手当の支給申請書に書かれていた住所に、再就職から約5ヶ月後に公共職業安定所から就業促進定着手当支給申請書が届きます。この申請書には、雇用保険受給資格証、および就職日から6ヶ月間の出勤簿の写しと給与明細または賃金台帳の写しを添付して提出することになっており、出勤簿の写しと賃金台帳の写しには事業主の原本証明が必要となります。

今後、中途採用者の中に、前職よりも賃金が低くなったためこの手当を受給できる人が出てくる可能性があります。添付書類に原本証明が必要になるため、今後、会社に問い合わせがあるかも知れません。スムーズに対応できるようにしておきましょう。